

平成26年5月20日
(公財) 全国高等学校体育連盟

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A
—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

1 趣旨全般について

Q1 そもそも、この「体罰根絶全国共通ルール」の趣旨は何か。

A 教育現場、とりわけ運動部活動にかかる体罰に対しては、社会全体からの厳しい目が向けられています。また、関係する様々な機関で、体罰根絶の取組がなされている中で、高体連としての取組姿勢が問われています。

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定するものです。

これを全ての指導者は言うに及ばず、生徒、保護者、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかる体罰の発生を未然に防止することに大きなねらいがあります。

Q2 平成21年に指導規定及び運用について通知が出ている。新たな制度設計は不要と考えるが。

A 本連盟にとって重大かつ喫緊の課題である体罰根絶については、体罰根絶に特化した全国共通ルールを制定し、その内容を関係者全てに周知徹底とともに、高体連が全国の組織をあげて、足並みをそろえて体罰の防止に取り組み、また、その姿勢を外に向けて発信することが、極めて重要なことであると考えています。

Q3 全国高体連が率先して実施していきたいということが強調されており、各都道府県高体連や校長会等への周知理解が不十分である。

A 運動部活動にかかる体罰根絶は、高校生の健全育成を標榜している高体連にとって、組織をあげて取り組まなければならない極めて大きな課題です。全国高体連としては、今後一層、各都道府県高体連とより密接に連携し推進していくよう努めてまいります。

今後、本ルールについて、都道府県高体連が関係者に説明する際に参考となるQ&A及び通知文の案文等、理解・周知に役立つ各種資料を作成し、提示してまいります。

Q4 文科省からの強い指導があるからと言って、ルール策定を急ぐのは疑問である。

A 文科省からの指導があるのは事実です。体罰根絶、暴力一掃の問題は国として緊急の課題であり、その意味から文科省がリーダーシップを發揮することは、当然のことと考えます。なお、高体連としては、今後とも関係機関と連携を図りながら、主体性を持って、喫緊の課題である体罰根絶に取り組んでまいります。

2 体罰の内容について

Q 5 「本ルールにおける体罰とは、平成25年5月文部科学省の運動部活動での指導のガイドラインにある体罰等の許されない指導と考えられるものの例について、適用の対象とする。」とあるが、体罰にも様々な態様や程度、背景があり、一律に高体連主催大会への1年間出場停止は、関係者にとってなかなか理解が難しいと考えるが。

A 本ルールの趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を何としても防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。これだけ体罰が社会問題化している状況で、事前に全国高体連の体罰根絶への取組や本ルールを知っていた指導者が体罰を行った場合は、指導者にとって厳しいルールが適用されてもやむを得ないという考え方です。

ただ、当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得る考え方、「原則として」という文言を入れました。

Q 6 文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」の内、①殴る、蹴る等以外の 「②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えた肉体的、精神的負荷を課す。③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。⑤身体や容姿に係わること、人格否定的な発言を行う。⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。」等については、判断が難しいと考えるが、本ルールの適用対象となるのは、どのような場合か。また、その判断は誰がするのか。

A 基本的には、当該言動が執拗かつ過度に行われ、該当生徒に大きな肉体的、精神的負荷を与えた場合と考えます。具体的には、個々の事案ごとに判断する必要があると考えており、今後その内容を積み重ねることによって、信頼性のある基準等を作成していきます。

また、当該言動が本ルールの適用対象になるかどうかの判断については、第一義的には当該校の校長先生の判断によるものと考えます。判断が難しい場合は、全国高体連、都道府県高体連が該当校の校長先生と情報を共有して、本ルールを適用するか否かを判断する場合もあると考えています。

Q 7 上記Q 6 の程度の軽重は、何をもって、誰が判断し、誰の責任で行うのかが明確でない。公平な第三者機関の設置が必要と考える。

A 第一義的には当該校の校長先生の判断によるものと考えますが、判断が難しい場合は、個々の事案に応じて全国高体連、都道府県高体連、各競技専門部と各加盟校の校長先生とが連携して本ルールを適用するか否かを判断する場合もあると考えます。

指導規定に該当するような重大な事案が生じた場合は、都道府県高体連会長もしくは各競技専門部部長の正式な要請を受け、外部委員を含む指導委員会において対応することは従来と変わりません。

3 運動部員間の同様の行為について

Q8 運動部員間における暴力行為等は、高体連としては問題にしないのか。

A 上記の件については、基本的に各学校の生徒指導の内容にかかわることであり、本ルールにおいては、適用対象外としましたが、非常に重大な事案の場合は、本連盟「指導規定」による指導の対象とすることも考慮に入っています。

いずれにしても、スポーツと暴力行為等は相容れないものであるという基本的な考え方方に立ち、各加盟校の校長先生方には、教育的な配慮のもと、厳正な指導をお願い申し上げます。

Q9 運動部員間の同様の行為について、誰がいつ各加盟校の校長に対し厳正な指導を要請するのかが不明である。

A 該当者が生徒の場合、基本的には各学校の生徒指導の内容にかかわることであり、各学校の判断に委ねることになります。「教育的な配慮のもと、厳正な指導を要請する。」という文言は、高体連組織が外部からの問い合わせや該当校の校長から相談を受けた際に、高体連としての基本的な対応方針を文章化したものです。

4 体罰が発生した場合の対応について

Q10 本ルールを適用するに当たり、校長間の判断のばらつき、公立学校と私立学校間の判断のばらつき、校長の負担等について、どう対処していくのか。

A 本ルールが適正に運用されるためには、所属職員を指導監督する立場におられる各加盟校の校長先生方の判断や対応が大変重要であると考えています。繰り返しになりますが、本ルール制定の趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。

万が一体罰が発生した場合には、校長先生方の毅然とした対応をお願い申し上げます。どうしても判断に迷う場合は、各都道府県高体連を通して全国高体連にご相談ください。

今後、全国高体連としては、各都道府県高体連が校長会等に説明を行う際に必要となる加盟校の校長先生宛の協力依頼文、校長先生向けQ&A、指導者向けQ&A等の案文を早急に作成し提示してまいります。

Q11 当該校の校長裁量とするのであれば、重い事案以外は適用されないと考えるが。

A 本ルールの究極の目的は体罰の根絶であり、特に各加盟校の校長先生に対しては本ルールの趣旨を繰り返し周知徹底する必要があると考えます。

Q12 全国共通ルールを適用するに当たり、教育委員会の処分・措置等との関係を考慮する必要はないか。

A 教育委員会が行う処分・措置は、地方公務員法や各都道府県の条例・規則に基づいて行われる懲戒行為です。一方、大会参加にかかわる問題は高体連の所掌事項であり、別のものであると考えます。いわば、高体連が指導者の大会参加資格に、1つの条件を新たに加えたという考え方であり、教育委員会が行う処分・措置の軽重によって、本ルールを適用するか否かを判断するということではありません。

なお、全国高体連としては、各都道府県教育委員会教育長宛の協力依頼文（案）を作成し、本ルールについてご理解とご協力をいただいてまいります。

**Q13 教育委員会もしくは学校の指導措置・処分が確定後、校長が高体連に報告する
あるが、その前に報道等に出ることも予想され、タイムラグが生じる。その場合、
その期間中に大会が開催されている可能性もあり、ルールが適用できないことも予
想される。**

A 該当校の校長先生が、教育委員会等の指導措置・処分の発令前に、体罰事案の報告を高体連に行うことには無理があり、タイムラグの発生はやむを得ないと考えます。場合によっては、処分等の発令前に、マスコミ等の報道がなされることも当然考えられます。現実的には、校長先生が体罰を確認していれば、正式な指導措置・処分が出るまでは、校長先生の判断で当該指導者を部活動の顧問からはずす等の校内措置は可能であると考えます。

**Q14 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が確定するまでの期間の対応について、
校長による判断のばらつきが懸念されるが。**

A 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が決まるまでの期間の対応については、体罰の程度、該当生徒及び保護者の状況、当該部活動の状況等を踏まえ、最終的には、該当校の校長先生の権限と責任において判断されるものであると考えます。個々の事案の状況によって、その対応の仕方が異なるので、ある程度のばらつきが生じることは、いたし方ない面もあると考えます。

現実的には、該当校の校長先生が体罰を確認し、指導者本人も認めていれば、正式な指導措置・処分が出るまでは、校長先生のご判断で当該指導者を部活動の顧問からはずす等の校内措置は可能であると考えます。

個々の事情で、校長先生が判断に迷う場合は、高体連としては関係する機関と連携しながら、校長先生からのご相談に対し、助言が必要な場合もあると考えます。

**Q15 校長が都道府県高体連に報告する際、「該当指導者本人の了解を得た上で」とある
が、どうしても本人が了解しない場合、どう対応したらよいか。**

A 本ルールが適正に運用される前提として、如何に本ルールの趣旨、内容、運用等について、事前に全ての運動部活動の指導者に周知徹底できるかにあると考えています。「体罰の程度にかかわらず、体罰を行った指導者は、高体連にも報告がなされ、1年間、高体連主催大会には出場できない。」ということを折に触れて周知徹底していく必要があると考えています。高体連としても、各競技専門部が行う総会、登録手続き、大会参加申込、組み合わせ抽選会、監督者会議等のあらゆる機会をとらえて、本ルールの趣旨を徹底してまいります。各加盟校の校長先生方におかれましても、校内において、外部指導員を含む全ての運動部活動指導者に対する事前のご指導をよろしくお願い申し上げます。

その上で、体罰を行った該当指導者が、高体連への報告について了解しない場合は、都道府県高体連を通じて全国高体連事務局担当者にご相談ください。

また、実際に該当校の校長先生から各都道府県高体連にご報告があった場合、その報告内容については第三者に漏れることがないよう、守秘義務について徹底してまいります。

**Q16 校長が本ルールを適用する旨、各都道府県高体連に報告した場合、都道府県高体
連はどのように対応すればよいか。**

A 全国高体連事務局及び各都道府県の競技専門部に報告をお願いします。全国競技専門部には全国高体連事務局から連絡をします。

Q17 大会中の体罰について、専門部が該当校長に報告した後は、大会以外での事案の対応と同様でよいか。

A 大会以外での事案の対応と同様でよいと考えますが、内容によっては緊急例外的に対応しなければならないこともあります。

Q18 校長がルールを「適用しなければならない」のか「適用することができる」のかを明確にする必要がある。

A 当該体罰が確定した後は、校長は本ルールに則り、該当する指導者が出たことを都道府県高体連に報告しなければならないと考えます。

Q19 各都道府県を窓口にしないで、全国高体連事務局に窓口を一本化して業務を行うべきと考える。

A 窓口は各加盟校を管轄している都道府県高体連にお願いし、全国高体連と各競技専門部が都道府県高体連と連携して対応する体制が、本ルールの円滑な運用につながると考えます。

Q20 全国高体連で「懲罰委員会（仮称）」を設置し、月1回程度の会議を行う必要がある。また、各加盟校から報告があがってきたものを、「1年間出場を認めない。」と決定する機関はどこか。

A 体罰事案の全てについて、各学校から事故報告書を都道府県高体連に提出してもらい、都道府県高体連及び全国高体連で事実関係を確認の上、案件ごとに全国高体連が懲罰の内容を決定することは、都道府県高体連にとっても全国高体連にとっても物理的に困難であると考えます。また、体罰の案件（教員の服務事故）について、高体連が懲罰委員会を設置し、事実関係の調査も含め対応することは難しい面があり、現在のところ懲罰委員会を設置することは考えていません。ただ、案件によつては、各都道府県高体連会長又は各専門部長の要請を受け、本連盟指導規定による指導委員会で対応することは、従来と変更ありません。

各加盟校からの報告に基づき、最終的に「1年間の出場を認めない」と決定するのは、本ルールを制定し運用を行う全国高体連になります。

Q21 保護者・生徒等から県高体連に情報提供があった場合、どんな流れで対応するのか。

A 基本的には、本年度の様々な会議でお示ししてきた「体罰への対応に関するフローチャート」（平成26年3月15日理事会承認）が参考になると考えます。

5 指導規定との関係について

Q22 指導規定の指導事由に「人権にかかわる問題で、重大性を有している行為」とあるので、本ルールは「指導規定」に基づいたものではないのか。

そもそも指導規定は、「健全育成」にとって相容れないものが対象となっており、大きくなくなりとなっています。本ルールの趣旨は、喫緊の課題である体罰根絶について、体罰に特化した全国共通ルールを制定し、関係者全てに周知徹底することにより、体罰の発生を防止することにあります。指導規定とは趣旨が違うので、あえ

て「ルール」という名称にしました。

6 高体連主催大会に1年間出場できないことについて

Q23 体罰の程度により、たとえば1ヶ月で指導措置・処分を終えた指導者が、1年間高体連主催大会に参加できないというのは、処分の重さにあまりにも隔たりがあると考える。全て1年間出場禁止は、なかなか受け入れられない。

A 本ルールの趣旨は体罰根絶であり、基本的には体罰の軽重は問わないという考え方に基づくものであります。ただ、当該体罰が非常に軽微でやむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することも必要であると考えます。

Q24 体罰の程度が軽度の場合でも、1年間出場できないルールは、反発や事実隠蔽につながる懸念がある。

A 教育現場、とりわけ運動部活動にかかわる体罰に対しては、教育関係者のみならず社会全体からの厳しい目が向けられています。また、関係する様々な機関で、体罰根絶の取組がなされている中で、いまだに体罰が散見される状況下において、高体連の取組姿勢が問われていると考えています。

本ルールの究極の目標は体罰根絶であり、体罰の発生を防止することにあります。そのためには、本ルールの趣旨を、全ての加盟校、全ての指導者に周知徹底させることは言うに及ばず、高校生や保護者を含めた社会全体に対して、率先して高体連から発信していくことが必要であると考えています。

Q25 全国共通ルールを適用された指導者は、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等はできるのか。

A 上記の判断は、各学校の校長に権限と責任があると考えます。なお、個々の事情で、校長が判断に迷う場合、高体連としては関係する機関と連携しながら、校長に対し、助言や指導が必要な場合もあると考えます。

Q26 学校の懲戒規定が及ばない立場の指導者に対して運用できる制度なのか。

A 外部指導者については、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知していれば適用できると考えます。

Q27 設置者や校長による懲戒後であり、「二重罰」になるのではないか。

A 大会参加資格にかかわる問題は、高体連の所掌事項であり、設置者や校長が行う懲戒や指導措置とは別のものであると考えます。いわゆる二重罰ではないと考えます。

7 出場できない大会の範囲について

Q28 出場できないのは、都道府県予選大会も含まれるのか。

A 全国共通ルールの趣旨から、当然含まれると考えます。

Q29 国体や選抜大会への出場を認めないという権限は高体連にはないと考える。別として考えた方がよい。

A 選抜大会は、高体連も主催者の一員となっています。国体については、社会通念上、インターハイはダメで国体は出場できるということは、なかなか理解が得られないと考えますが、ルールに明記するかどうかについて、(公財)日本体育協会と調

整してまいります。

Q30 各中央競技団体が定めている懲戒規定等との関係をどう整理するか。

- A 基本的に、大会参加にかかる制限については、その大会を主催する団体の規定が優先されると考えます。各中央競技団体との調整が必要となった場合は、個別に対応することも必要と考えます。

8 高体連の役職を解くことについて等

Q31 高体連の役職を解くとは、具体的にどのような手順を踏むのか。「原則」をはざめる例としてはどのような場合か。

- A 本ルールの趣旨に則り、第1には、本人自ら辞任してもらうことを想定しています。本人が辞任しない場合は、各高体連組織の役員規定等による対応や辞任を勧告することも必要であると考えます。「原則」の文言については、上記**Q23**の場合を想定しています。

Q32 監督責任者としての校長についての処置はどうするのか。

- A 校長先生自身が体罰を隠蔽したり、望ましくない指導があつたりというような特殊なケースを除き、高体連が校長先生に対し監督責任を問うことは考えていません。

Q33 体罰を行った教員またはコーチの公表についても検討すべき。

- A 個々の体罰事案の状況にもよるが、今後の検討課題とさせていただきます。

Q34 「本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、(公財)全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。」とあるが、どのような場合に不服申立てができるのか。

- A 該当校の校長先生が都道府県高体連に報告した体罰の事実関係について、不服を申し立てすることができます。ただし、本ルールそのものに関する不服申し立てはできません。

9 今後のスケジュールについて

Q35 事前に文科省、全国校長協会、全国教育委員長協議会等の了承を得る必要がある。

- A 平成26年1月から3月にかけ、文部科学省スポーツ青少年局、全国高等学校長協会、全国都道府県教育長協議会、日本体育協会、全国高野連、日本中体連の各事務局責任者と面会し、説明を行いました。各団体からは、大筋で了承を得ています。

Q36 プレス発表の内容はどのようなものか。また、プレス発表の必要性について疑問を感じる。

- A 現段階では、全国共通ルールに関するプレスリリース用の概要版1枚、全国高体連会長名で発出する通知文等を考えています。

また、本ルールの目的は、体罰の発生を防止することが主眼であり、そのねらいを達成するためには、プレス発表により、指導者を中心とした学校関係者はもとより、広く社会に向けて、また生徒や保護者に周知することが大切であると考えます。

Q37 26年度5月の年度途中から実施すると、学校現場に混乱が生ずる可能性がある。27年度の4月から実施ということではいかがか。

- A 体罰根絶は高体連の当面する喫緊の課題であり、何としても26年度からの実施

についてご理解願いたい。昨年度3月の理事会において、「共通ルールの内容については、今後さらに詰めていくということで、全国共通ルールを策定することと平成26年5月の理事会で組織決定する。」というスケジュールが承認されました。

また、今年度の5月8日の基本問題検討委員会では、3月の理事会以降いただいた意見も踏まえた検討資料について協議いただき、一部に慎重論もありましたが、今後、課題等が出てきた場合は、運用面について見直しをしていくということで、承認されました。

もし、本理事会でご承認いただければ、関係機関への通知を5月21日、プレスリリースを5月22日の午後、本ルール施行適用の基準日を、基本問題検討委員会でのご意見も踏まえ、7月1日という段取りを考えております。

本ルール制定についての取材対応は、全て全国高体連の方で行います。

本ルール施行後に、課題等が生じた場合は、ルールの運用面について、柔軟かつ適正に見直してまいります。

平成26年5月27日
(公財) 全国高等学校体育連盟

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A(追加版①)

—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q38 各都道府県高体連が加盟校の校長から「体罰根絶全国共通ルールにかかる報告について」(別紙様式)を受領した場合、全国高体連事務局に報告するとあるが、どのような方法で報告するのか。

また、報告を受けた全国高体連事務局では、その後どのような手続きを踏むのか。

A 各都道府県高体連では、当該校長先生が作成した様式文書の写し及び全国高体連会長宛の送付状を巻封の上、全国高体連事務局あてに郵送をお願いいたします。

全国高体連では、内容を確認後、当該文書を受領・確認した旨の文書を各都道府県高体連会長宛に送付いたします。

Q39 上記様式文書の内容を各都道府県の当該専門部にも連絡するとあるが、体罰を行った指導者の個人名等についての守秘義務について、どう考えるのか。

A 当該専門部にも連絡することについては、今後、ルールを適正に運用するために、必要なことであると考えます。ただ、専門部の中では、様式文書の記載内容の取り扱いについては部長、事務局長等の責任者どまりとして、その守秘義務について、各専門部内で徹底していただきたいと考えます。全国専門部に対しても、全国高体連として守秘義務について徹底してまいります。

Q40 高体連主催大会に1年間出場できない期間の起算日は、別紙様式の「5 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等を決定した年月日」という解釈でよいか。

A その解釈で結構です。

Q41 通知文別紙の3「体罰根絶全国共通ルールの運用について」の(4)「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分の内容に大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中に含むこととする。」とあるが、具体的にはどういうことか、説明してほしい。

A 例えば、該当校の校長先生の判断で、教育委員会の指導措置・処分が確定するまでの間、当該指導者を部活動の顧問からはずしていた期間が50日間あった場合は、上記Q40の起算日から数えて、1年間マイナス50日間が高体連主催大会に出場できない期間となります。このようなケースがあった場合は、(別紙様式)の6 備考欄にご記入をお願いいたします。

Q42 外部指導者に対して、本ルールを適用できるのか。教育委員会からの指導措置・

処分はないと考えるが。

A Q26 のAにあるように、外部指導者については、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知していれば適用できると考えます。また、外部指導者の場合は、教育委員会の措置・処分はないので、学校としての指導措置等が決定した日から1年間が高体連主催大会に出場できない期間となります。

Q43 当該指導者が人事異動等に伴い勤務校が変更になった場合でも、本ルールが適用されると考えてよいか。また、異動先で異なる競技種目の指導者となった場合でも、本ルールが適用されると考えてよいか。

A その解釈で結構です。当該指導者の異動に際しては、本人の了解を得た上で、異動先の校長先生に対して、情報提供が図れるようお願いしたいと考えます。

Q44 当該指導者の不服申し立ての手続きについて、具体的に説明してほしい。都道府県高体連はこのことについて、どのようにかかわるのか。

A 当該指導者が書面により、直接全国高体連会長宛（送付先は全国高体連事務局）に対して、不服申し立てを行うことになります。全国高体連としては、本連盟指導規定の中の指導委員会に準じた委員会を組織して対応したいと考えています。その際、体罰の事実関係について、再度確認する必要が生じた場合は、該当の都道府県高体連に加盟校校長先生への連絡等でご協力いただきたいと考えます。

Q45 本ルールは平成26年7月1日より施行適用するとあるが、平成26年7月1日以降に発生した体罰について適用するという解釈でよいか。

A その解釈で結構です。

平成26年6月4日
(公財) 全国高等学校体育連盟

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A(追加版②)

—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q46 通知文の＜別紙＞及び（別紙様式）に記載されている「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等」という文言が5箇所あるが、それらは全て、「各教育委員会」は公立学校の場合を指し、「各学校」は私立学校の場合を指すと解釈してよいか。

A その解釈で結構です。ただし、通知文別紙の3 体罰根絶全国共通ルールの運用についての（4）「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、・・・」とある「各学校」については、公立学校の場合も含まれるという解釈です。

Q47 Q38のAの後段に、「全国高体連では、内容を確認後、当該文書を受領・確認した旨の文書を各都道府県高体連会長宛に送付いたします。」とあるが、全国高体連の文書には当該指導者が高体連主催大会に出場できない期間及び高体連の役職に充てない期間が明示されているという解釈でよいか。

A その解釈で結構です。

Q48 上記Q47の全国高体連の文書を受領した都道府県高体連は、当該校の校長にその文書を送付する必要があるか。

A 上記全国高体連からの文書の写しを当該校の校長宛、送付方お願いいたします。

Q49 Q29に関連して、各都道府県で行われる国体予選は、本ルールが適用されるのか。

A Q29のAにある国体に関する記述は、国体の本大会を想定したもので。国体については、国体としての参加資格が既に規定されているので、本ルールにおいて出場できない大会として国体を明文化することは難しいが、本ルールの趣旨を生かし、運用面で対応することで、すでに日本体育協会と調整済みです。

各都道府県で行われる国体予選については、高体連も主催者の一員となっている場合、本ルールを適用することは問題ないと考えますが、各都道府県高体連や各競技専門部によって、関与の仕方が一律でないため、当分の間は国体の本大会に準じた考え方で対応していくということでお願いいたします。

Q50 「各加盟校の校長先生方へ」、「運動部活動指導者の皆様方へ」及びQ&Aの中で、「当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得ると考え、原則としてという文言を入れました。」とあるが、具体的にどのような場合か。

A 具体的にはQ 6 の②から⑥の中で、非常に軽微な場合が考えられますが、個々の事案ごとに判断する必要があると考えており、今後その内容を積み重ねることによって、信頼性のある基準等を作成していきます。

平成29年2月10日
(公財) 全国高等学校体育連盟

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A（追加版③）
—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q51 全国高体連から発出された本ルール適用通知文書に記載された適用期間の終了について、該当指導者等に解除通知等の文書は発出しているのか。

A 全国高体連から解除通知等の文書は発出しておりません。適用通知文書に記載された適用期間が過ぎれば、ルールの適用が解除されるものと判断していただいて結構です。

Q52 運動部活動にかかる体罰を確認した校長から都道府県高体連に電話等による連絡があった。本ルールにかかる報告書はどの時点で提出してもらえばよいか。

A 平成26年5月20日付26全国高体連第42号「体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）<別紙>の3 体罰根絶全国共通ルールの運用について（2）の記載のとおり、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当指導者本人の了解を得た上で、別記様式により各都道府県高体連に報告することとなっております。ただし、指導措置・処分等の確定は公立校では該当教育委員会、私立校は各学校が行うことになります。

Q53 該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が決定したが、各都道府県高体連への報告が大幅に遅れた場合、本ルールの適用期間はどうなるか。

A 本ルールの適用は体罰の軽重を問わないこととしておりまして、指導措置・処分等が決定した場合はすみやかに各都道府県高体連へ報告をお願いします。適用期間は、指導措置・処分等が決定した日を起算日とした1年間となります。

該当校からの報告が大幅に遅れた場合は、報告書が提出された日等を起算日とするなど、起算日を変更することになります。

Q54 公立校において、該当指導者に対する教育委員会の指導措置・処分等が決定するまでに数ヶ月の期間を要することがあり、報告書提出が大幅に遅れることになる。この場合どのように対応すればよいか。

A Q&AのQ13・14に記載のとおり、正式な指導措置・処分が出るまでは、該当校の校長先生の判断で部活動の顧問をはずすなどの校内措置は可能であると考えられます。このような校内措置をしていた場合は、Q&AのQ41に具体的な説明があるように、その期間を1年間に含めておりますので、報告書（別紙様式）の6備考欄にその旨ご記入ください。